
京都市消防局 液化石油ガスの保安の確保
及び取引の適正化に関する法律 審査基準
及び標準処理期間

令和5年4月1日



**KYOTO CITY
FIRE DEPARTMENT**

KYOTO IS A SAFE CITY MADE BY THE BONDS
BETWEEN INDIVIDUALS AND BETWEEN PEOPLE
IN THE COMMUNITY.

用語の定義

用 語	用 語 の 定 義
法	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年12月28日法律第149号)
政令	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和43年2月7日政令第14号)
省令	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年3月10日通商産業省令第11号)
液石則	液化石油ガス保安規則(昭和41年5月25日通商産業省令第52号)

目 次

番号	許 可 等 の 種 類	根 拠 条 項	標準処理期間
1	液化石油ガス販売事業の登録	法第3条第1項	30日
2	液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧	法第3条の2第3項	21日
3	保安機関の認定	法第29条第1項	30日
4	保安機関の認定の更新	法第32条第1項	30日
5	一般消費者等の数の増加の認可	法第33条第1項	30日
6	保安業務規程の認可又は変更の認可	法第35条第1項	30日
7	保安確保機器の設置及び管理の方法の認定	法第35条の6第1項	30日
8	貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可	法第36条第1項	30日
9	貯蔵施設又は特定供給設備の変更の許可	法第37条の2第1項	30日
10	貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	法第37条の3第1項	45日
11	充填設備の許可	法第37条の4第1項	30日
12	充填設備の変更の許可	法第37条の4第3項において準用する法第37条の2第1項	30日
13	充填設備の完成検査	法第37条の4第4項において準用する法第37条の3第1項	45日
14	充填設備の保安検査	法第37条の6第1項	45日

備考 審査基準のうち、告示にあっては、告示の名称に告示番号を付し、国通知にあっては、通知の名称に当該文書の文書番号を付している。

第1

申 請 の 区 分		液化石油ガス販売事業の登録
根 拠 条 文		法第3条第1項
審 査 基 準	関 係 条 文	・法第3条第2項 ・法第4条第1項 ・法第11条 ・法第16条第1項 ・省令第4条第1項、第2項 ・省令第5条の2第1項、第2項 ・省令第6条 ・省令第11条第1項、第2項 ・省令第14条 ・省令第15条
	告 示 又 は 通 知	・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（平成31年3月15日保局第5号） ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（令和3年2月25日保局第1号）
標 準 処 理 期 間		30日
手 数 料		液化石油ガス販売事業の登録申請手数料 1件 31,000円

第2

申 請 の 区 分		液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧
根 拠 条 文		法第3条の2第3項
関 係 条 文		省令第5条第2項
標 準 処 理 期 間		21日
手 数 料		販売事業者登録簿の謄本の交付 1通 630円 販売事業者登録簿を閲覧に供する事務 1回 460円

第3

申 請 の 区 分		保安機関の認定
根 拠 条 文		法第29条第1項
		・法第29条第2項、第3項 ・法第30条 ・法第31条

審 査 基 準	関 係 条 文	・省令第29条 ・省令第30条第1項、第2項 ・省令第30条の2 ・省令第31条 ・省令第32条 ・省令第33条
	告 示 又 は 通 知	・保安業務に係る技術的能力の基準の細目を定める告示（平成9年3月13日通商産業省告示第122号） ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（平成31年3月15日保局第5号） ・保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（令和3年2月25日保局第1号）
標 準 処 理 期 間		30日
手 数 料		保安機関の認定申請手数料 1件 34,000円＋（6,900円×保安業務区分の数）

第4

申 請 の 区 分		保安機関の認定の更新
根 拠 条 文		法第32条第1項
審 査 基 準	関 係 条 文	・法第29条第2項、第3項 ・法第31条 ・法第32条 ・政令第6条 ・省令第29条 ・省令第30条第1項、第2項 ・省令第31条 ・省令第32条 ・省令第33条 ・省令第34条
	告 示 又 は 通 知	・保安業務に係る技術的能力の基準の細目を定める告示（平成9年3月13日通商産業省告示第122号） ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（平成31年3月15日保局第5号） ・保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（令和3年2月25日保局第1号）
標 準 処 理 期 間		30日
手 数 料		保安機関の認定更新手数料 1件 14,000円＋（6,900円×保安業務区分の数）

第5

申請の区分		一般消費者等の数の増加の認可
根拠条文		法第33条第1項
審査基準	関係条文	・法第31条第1号、第2号 ・省令第31条 ・省令第32条 ・省令第35条第1項
	告示又は通知	・保安業務に係る技術的能力の基準の細目を定める告示（平成9年3月13日通商産業省告示第122号） ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（平成31年3月15日保局第5号）
標準処理期間		30日
手数料		一般消費者等の数の増加の認可申請手数料 1件 20,000円+（6,900円×保安業務区分の数）

第6

申請の区分		保安業務規程の認可又は変更の認可
根拠条文		法第35条第1項
審査基準	関係条文	・法第35条第2項 ・省令第39条
	告示又は通知	・保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（平成25年3月29日商局第3号）
標準処理期間		30日
手数料		—

第7

申請の区分		保安確保機器の設置及び管理の方法の認定
根拠条文		法第35条の6第1項
審査基準	関係条文	・法第35条の6第2項 ・省令第45条 ・省令第46条 ・省令第47条 ・省令第49条 ・省令第50条 ・省令第50条の2
	告示又は通知	・液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示（平成9年3月13日通商産業省告示第121号）

標準処理期間	30日
手数料	保安確保機器の設置及び管理方法の認定申請手数料 【一般消費者等の数が1,000戸未満の場合】 1件 55,000円 【一般消費者等の数が1,000戸以上10,000戸未満の場合】 1件 80,000円 【一般消費者等の数が10,000戸以上の場合】 1件 98,000円

第8

申請の区分	貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可				
根拠条文	法第36条第1項				
審査基準	<table border="1"> <tr> <td>関係条文</td><td> ・法第37条 ・省令第14条 ・省令第51条 ・省令第52条 ・省令第53条 ・省令第54条 </td></tr> <tr> <td>告示又は通知</td><td> ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（平成31年3月15日保局第5号） ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（令和3年2月25日保局第1号） ・供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示（平成9年3月13日通商産業省告示第123号） ・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年11月14日経済産業省告示第220号） ・バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示（平成9年3月17日通商産業省告示第127号） ・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（平成30年11月14日保局第5号） </td></tr> </table>	関係条文	・法第37条 ・省令第14条 ・省令第51条 ・省令第52条 ・省令第53条 ・省令第54条	告示又は通知	・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（平成31年3月15日保局第5号） ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（令和3年2月25日保局第1号） ・供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示（平成9年3月13日通商産業省告示第123号） ・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年11月14日経済産業省告示第220号） ・バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示（平成9年3月17日通商産業省告示第127号） ・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（平成30年11月14日保局第5号）
関係条文	・法第37条 ・省令第14条 ・省令第51条 ・省令第52条 ・省令第53条 ・省令第54条				
告示又は通知	・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（平成31年3月15日保局第5号） ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（令和3年2月25日保局第1号） ・供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示（平成9年3月13日通商産業省告示第123号） ・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年11月14日経済産業省告示第220号） ・バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示（平成9年3月17日通商産業省告示第127号） ・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（平成30年11月14日保局第5号）				
標準処理期間	30日				
手数料	貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可申請手数料 1件 21,000円×貯蔵施設又は特定供給設備の数				

第9

申請の区分	貯蔵施設又は特定供給設備の変更の許可
根拠条文	法第37条の2第1項
	・法第37条の2第3項

審 査 基 準	関 係 条 文	・省令第14条 ・省令第52条 ・省令第53条 ・省令第54条 ・省令第56条
	告 示 又 は 通 知	・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（平成31年3月15日保局第5号） ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（令和3年2月25日保局第1号） ・供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示（平成9年3月13日通商産業省告示第123号） ・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年11月14日経済産業省告示第220号） ・バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示（平成9年3月17日通商産業省告示第127号） ・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（平成30年11月14日保局第5号）
標 準 処 理 期 間		30日
手 数 料		貯蔵施設又は特定供給設備の変更の許可申請手数料 1件 15,000円×貯蔵施設又は特定供給設備の数

第10

申 請 の 区 分		貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査
根 拠 条 文		法第37条の3第1項
審 査 基 準	関 係 条 文	・省令第14条 ・省令第52条 ・省令第59条 ・省令第62条
	告 示 又 は 通 知	・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（平成31年3月15日保局第5号） ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（令和3年2月25日保局第1号）
標 準 処 理 期 間		45日
手 数 料		貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査申請手数料 【貯蔵施設又は特定供給設備の設置に係る完成検査】 1件 31,000円×貯蔵施設等の数＋5,800円×完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数 【貯蔵施設又は特定供給設備の変更に係る完成検査】 1件 24,000円×貯蔵施設等の数＋5,800円×完成検査合格施

設である貯蔵施設又は特定供給設備の数

第 1 1

申 請 の 区 分		充填設備の許可
根 拠 条 文		法第 3 7 条の 4 第 1 項
審 査 基 準	関 係 条 文	・ 法第 3 7 条の 4 第 2 項 ・ 省令第 6 3 条 ・ 省令第 6 4 条 ・ 液石則第 9 条第 1 項
	告 示 又 は 通 知	・ バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示（平成 9 年 3 月 1 7 日通商産業省告示第 1 2 7 号） ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（平成 3 1 年 3 月 1 5 日保局第 5 号） ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（令和 3 年 2 月 2 5 日保局第 1 号）
標 準 処 理 期 間		3 0 日
手 数 料		充填設備の設置の許可申請手数料 1 件 2 8, 0 0 0 円×充填設備の数

第 1 2

申 請 の 区 分		充填設備の変更の許可
根 拠 条 文		法第 3 7 条の 4 第 3 項において準用する法第 3 7 条の 2 第 1 項
審 査 基 準	関 係 条 文	・ 法第 3 7 条の 4 第 3 項において準用する法第 3 7 条の 2 第 3 項 ・ 省令第 6 4 条 ・ 省令第 6 5 条 ・ 液石則第 9 条第 1 項
	告 示 又 は 通 知	・ バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示（平成 9 年 3 月 1 7 日通商産業省告示第 1 2 7 号） ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（平成 3 1 年 3 月 1 5 日保局第 5 号） ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（令和 3 年 2 月 2 5 日保局第 1 号）
標 準 処 理 期 間		3 0 日
手 数 料		充填設備の変更の許可申請手数料 1 件 1 7, 0 0 0 円×変更に係る充填設備の数

第 1 3

申 請 の 区 分		充填設備の完成検査
根 拠 条 文		法第 3 7 条の 4 第 4 項において準用する法第 3 7 条の 3 第 1 項
審 査 基 準	関 係 条 文	・省令第 6 4 条 ・省令第 6 8 条 ・省令第 7 1 条 ・液石則第 9 条第 1 項
	告 示 又 は 通 知	・バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示（平成 9 年 3 月 1 7 日通商産業省告示第 1 2 7 号） ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（平成 3 1 年 3 月 1 5 日保局第 5 号） ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（令和 3 年 2 月 2 5 日保局第 1 号）
標 準 処 理 期 間		4 5 日
手 数 料		充填設備の完成検査申請手数料 【充填設備の設置に係る完成検査】 1 件 3 6, 0 0 0 円×充填設備の数 【充填設備の変更に係る完成検査】 1 件 2 7, 0 0 0 円×変更に係る充填設備の数

第 1 4

申 請 の 区 分		充填設備の保安検査
根 拠 条 文		法第 3 7 条の 6 第 1 項
審 査 基 準	関 係 条 文	・法第 3 7 条の 6 第 2 項 ・省令第 6 4 条 ・省令第 8 1 条第 1 項から第 4 項まで ・省令第 8 4 条 ・液石則第 9 条第 1 項
	告 示 又 は 通 知	・バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示（平成 9 年 3 月 1 7 日通商産業省告示第 1 2 7 号）
標 準 処 理 期 間		4 5 日
手 数 料		充填設備の保安検査申請手数料 1 件 2 7, 0 0 0 円×保安検査に係る充填設備の数